

6-2 宅地造成等規制法

宅地造成工事の許可

1. 宅地造成等規制法の趣旨

宅地造成等規制法は、宅地造成に伴い、崖崩れや土砂の流出を生じる恐れのある市街地又は市街地になりつつある土地の区域内において、宅地造成工事による災害防止のために必要な規制をすることを目的として昭和36年に制定されました。

区内では、表に示すように多摩川周辺の地域が指定されています。

世田谷区内の宅地造成工事規制区域					
砧 総合 支所 管内	成城	一・三・四丁目の一部	玉川 総合 支所 管内	瀬田	一・二・四丁目の一部
	喜多見	六丁目の一部		玉川	二丁目の一部
	砧	七丁目の一部		上野毛	二・三丁目の一部
	大蔵	三丁目、四・五・六丁目の一部		野毛	一・二・三丁目の一部
	岡本	三丁目、一・二丁目的一部分		等々力	一丁目的一部分
				尾山台	一・二丁目的一部分
			玉川田園調布	一丁目的一部分	

※詳細は世田谷区都市計画図を参照

規制区域内で、次の宅地造成工事を行う場合、事前に区長に許可を申請し、許可をうけてから施工しなければなりません。

- ① 切土または盛土により、それぞれ2m、1mを超えるがけが生じるとき。
- ② 切土、盛土を同時にする場合で2mを超えるがけが生じるとき。
- ③ ①、②に該当しない切土、または盛土による造成面積が500㎡を超えるとき。

なお、規制区域内で、次の工事を行う場合は、着手する日の14日前までに区長に届け出なければなりません。

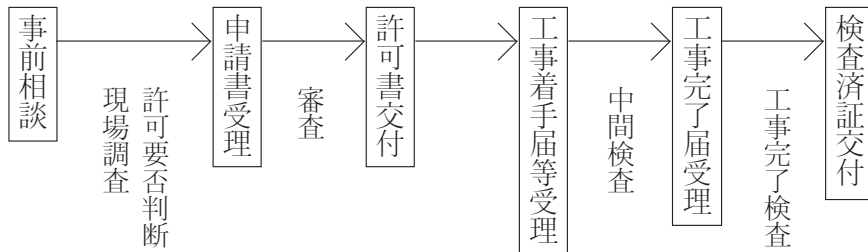
- a. 地上高（見え高）が2mを超えている擁壁の全部又は一部の除去
- b. 雨水その他の地表水を排除するための排水施設の全部又は一部の除去

※擁壁改築においても届出を必要としますのでご注意ください。

2. 宅地造成工事の事前相談について

宅地造成工事規制区域内で建築工事や造成工事を行う場合は『事前相談書』の提出をお願いいたします。

宅地造成工事許可事務の流れ



担 当	都市整備政策部 市街地整備課 開発許可担当
	電話番号 03-6432-7156~7157 ファクシミリ 03-6432-7982
	※開発行為の許可審査基準は窓口（二子玉川分庁舎）または区のホームページで閲覧が可能です。 ※事前相談書は窓口で配布しています。区のホームページからもダウンロードできます。